

第5回 東京都パラオープン空手道競技大会 実施要項

1 名称

第5回東京都パラオープン空手道競技大会

2 主催

(一社) 東京都空手道連盟

3 主管

(一社) 東京都空手道連盟

4 後援

(公財) 全日本空手道連盟

(公財) 東京都スポーツ協会

5 場所

東京武道館

東京都足立区綾瀬 3-20-1 (東京メトロ千代田線 綾瀬駅東口 徒歩5分)

6 日時

2026年7月5日(日)

・大会係員、役員集合 8時00分 ・審判会議 8時30分

(1) 入館開始 8時15分

(2) 監督会議 8時30分

(3) 選手受付 8時30分

(4) 開始式 9時00分

(5) 競技開始 9時15分

7 競技種目

(1) 形競技 男子・女子個人戦

- ア 第1部-1-1 身体障がい部門（肢体不自由 上肢障がい）
- イ 第1部-1-2 身体障がい部門（肢体不自由 上下肢・体幹障がい）
- ウ 第1部-2 身体障がい部門（車椅子部門）
- エ 第1部-3 身体障がい部門（視覚障がい）
- オ 第1部-4 身体障がい部門（聴覚障がい）
- カ 第2部 知的障がい

(2) 組手競技 男子・女子個人戦

- ア 第1部-1-1 身体障がい部門（肢体不自由 上肢障がい）
- イ 第1部-1-2 身体障がい部門（肢体不自由 上下肢・体幹障がい）
- ウ 第1部-2 身体障がい部門（車椅子部門）
- エ 第1部-3 身体障がい部門（視覚障がい）
- オ 第1部-4 身体障がい部門（聴覚障がい）
- カ 第2部 知的障がい

※ 競技区分表は別に定めて配布・提示するが、監督・コーチ・介護者のみの参照とする。

※ 競技区分表は障がいの種類などによるが、大会当日においてその区分が変更になる場合がある。

<注意事項> 各種目のクラス分けについて（細かい区分については別打ち合わせ事項および別紙参照とする）

- (1) 障がいを各部に分けた上で障がい部位、障がい等級により細分し、それぞれのクラスで男女別、年齢別（シニア 40 歳以上、成人 39～21 歳、少年少女 20 歳以下）に分けて実施する。
- (2) 障がい複数あり、それぞれの部門や区分で出場が可能である場合でも参加できるのは一つの区分のみとし複数の部門や区分への申込みは認めない。
- (3) 申し込み後に部門や区分を変更することは認めない。
- (4) 組手競技第2部については、出場申し込みがあっても障がいの程度により出場できない場合がある。

8 競技規定

（公財）全日本空手道連盟が定める空手道競技規定に準じ、大会要項により行う。

9 競技方法

(1) 形競技個人戦

- ア 1回戦から決勝戦までフラッグによるトーナメント方式で行う。
- イ 1回戦から決勝戦まで演武は1名ずつ行う
- ウ 3位決定戦は行わない。
- エ 形の選定は自由とする。また各自の身体機能を考慮した上の創意工夫により形の内容を適宜改変することを認める。
- オ 1回戦から決勝戦まで同じ形を繰り返し演武しても良い。

(2) 組手競技個人戦

- ア トーナメント方式にて行う。
- イ 3位決定戦は行わない。
- ウ 1分30秒フルタイム4ポイント差とする。

10 表彰

形、組手ともにベスト4以上進出選手を以下の通り表彰する。

- (1) 種目別、同一区分ごとに優勝、準優勝、3位(2名)の選手に賞状とメダルを授与する。
- (2) 参加者全員に参加賞を授与する。

11 審判員

審判員は(一社)東京都空手道連盟公認審判員編成団及び招待審判員による。

12 傷害処置および対策

- (1) 出場者には傷害保険に一括加入しているが、補償額は傷害の度合いによって十分ではない。そのため、補償補填のため出場者個々人において別途傷害保険に加入することを推奨する。
<参考> (公財)スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」「公認スポーツ指導者総合保険」等。
- (2) 選手は本大会前1週間以内に各自の責任に於いて健康診断を受け、医師の許可を受けること。
- (3) 出場者が競技中に負傷した場合は、主催者において応急措置を行う。
- (4) 本大会には必ず本人が使用できる保険証等と障がい者手帳や療育手帳など緊急時の治療に必要なものを持参する。

13 参加資格

(1) 出場選手

- ア 身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の所有者であること。
- イ 2026年4月1日時点で満16歳以上であること。ただし、指導者同伴の場合は同時点で満16歳未満でも各競技に参加可能であるが、参加人数によっては形演武、組手演武となることがある。
- ウ (一社)東京都空手道連盟が認定したものであること。
- エ 申し込み期日において2026年度の(一社)東京都空手道連盟の会員であること。
- オ 申し込み期日において各県連に所属している者。

(2) 監督・コーチ(各1名)

- ア 2026年度の(一社)東京都空手道連盟の会員であること。
- イ (公財)日本スポーツ協会公認空手道コーチ1以上、または(一社)東京都空手道連盟公認指導員以上の有資格者であること。

(3) 介護者

- ア 選手の出場の際して介護者を伴うことを認める。
- イ 介護者に特別の資格は求めない。

14 参加申込と参加出場費

- (1) 参加申込書のファイルは予め都空連事務局から区都市連盟にPCメールまたはメディアにて提供する。

(2) 参加出場費

都空連会員 1種目4,000円・2種目8,000円
他 県 1種目5,000円・2種目10,000円

(3) 申し込み方法と期日

参加申込書に必要な事項を記入したものを区都市連盟にて取りまとめ、都空連事務局へ送信すること。

申し込み期限: 2026年6月2日(火)

送信先: tokuren_taikai@yahoo.co.jp

(4) 参加出場費の納入

※選手都合による不参加については返金依頼を受け付けない。

ア 振込先

三井住友銀行 目黒支店 普通 7313328

名義: (一社) 東京都空手道連盟

※振込依頼人名は「区郡市名 大会番号」とすること。

※大会番号一覧

区郡市 CS=1、少年少女=2、都選手権=3、マイベスト=4

中学生=5、シニア・パラ=6

イ 振込期限

2026年6月2日(火)

15 申し込み確認

申し込み期限から概ね5日以内に都空連ホームページへの掲載および区郡市連盟宛に出場申し込み受付データを配信する。このデータに出場種目並びに内容および背番号が含まれているため、区郡市連盟において確認と各選手への通達を行う。区郡市連盟は確認と通達を完了後にその旨を都空連事務局へ返信すること。

16 その他

(1) 組手競技の安全具

ア 安全具はWKF、JKF、高体連、学連の各検定、指定、認定、公認品とする。

ただしWKF認定拳サポーターについてはこれを認めない。

イ 赤青の安全具については試合時に指定された色の安全具を着用すること。

ウ JKFメンホー(V型以上)を必ず着用すること。

エ 胴プロテクターを必ず着用すること。

オ 車椅子部門を除く全ての男子選手はファールカップを必ず着用すること。

(2) 服装

ア 競技規定に準じた清潔な白色の空手衣を着用すること。

イ 胸や腕のマークについては自由とする。

ウ 金属製ないし金属類が一部に含まれる装飾品(指輪、ネックレス、ピアス、ヘアバンド、ヘアピン等)の着用は認めない。

エ 補装具については形競技ではその装着を認める。組手競技では事前に出場区分別に安全を確認されたもののみその装着を認める。

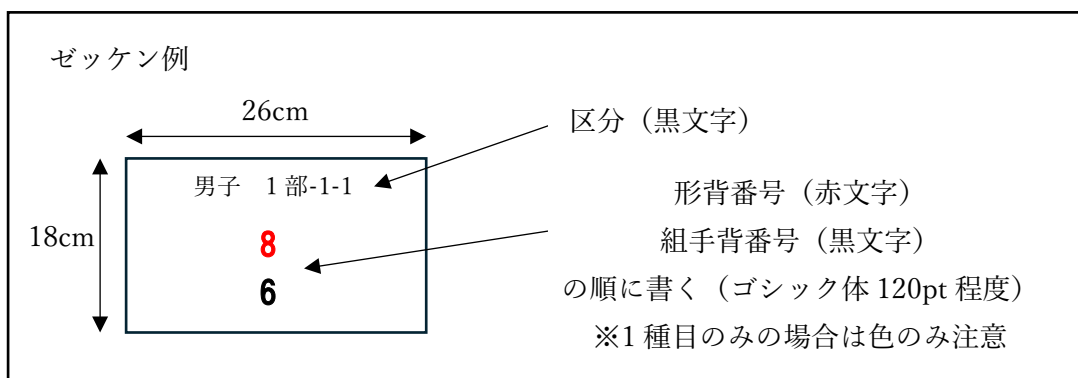
オ 空手衣の長さ(上下衣とも)は競技規定に従うこと。

カ 赤青の帯、紐についてはJKF検定品を各自で用意して使用しても良い。赤青紐については大会運営にて貸出品を準備する。

- キ 監督・コーチ・介護者の服装については以下に従うこと。
- (ア) 監督およびコーチは白の空手衣を着用すること。
 - (イ) 介護者の服装に指定はないが公序良俗に反するものは認めない。
 - (ウ) 受付時に交付する ID カードを常に確認可能な状態にして装着すること。

(3) ゼッケン

- ア ゼッケンは下記の要領にて各自で用意する。
- イ 背番号は区郡市連盟宛に通知される。
- ウ ゼッケンは全ての辺を縫い付けること。四隅のみを縫い付けることやテープによって接着することは認めない。
- エ ゼッケンの大きさは縦 18cm 横 26cm の白布とし、次の項目を記入する。
 - (ア) 最上部に男女と区分を黒文字で記入。
 - (イ) 形競技の背番号を赤文字で上方に記入。
 - (ウ) 組手競技の背番号を黒文字で下方に記入。



- (4) 出場不适当と思われる選手は出場させないことがある。
- (5) 全ての出場選手は空手衣にて開会式および閉会式に必ず参加すること。
- (6) 各コートでの呼び出し時間に遅れた場合は棄権と見なす。
- (7) 理由なく表彰式を欠席した入賞者は原則として棄権扱いとなる。
- (8) 会場には本大会専用の駐車場はない。
- (9) 会場内は全面禁煙となる。
- (10) 靴袋は各自が持参し、靴をしまってから入館すること。また、使用済みの靴袋についても各自が持ち帰ること。
- (11) ベビーカーは会場内へ持ち込むことができないため、入口の指定された場所に置いてから入館すること。なお破損や盗難について東京都空手道連盟はその責任を負わない。
- (12) 大会の観戦は連盟会員以外も認める。
- (13) 観客席には障がい者およびその介護者専用の席が用意される。

- (14) 車椅子利用者については大会会場内に専用スペースが用意され、その案内は会場入口スタッフが行う。

17 視覚および聴覚障がい部門についての附則事項

- (1) 視覚障がい部門
- ア 本部門での競技においてコートには競技用マットを敷かない。
 - イ 係員は選手をコート上に誘導する。
- (2) 聴覚障がい部門
- ア 形競技について
 - (ア) コート入場後、選手は手話および係員が A4 用紙で形名を表示する。
 - (イ) 演武は主審、手話通訳者による「始め」の手話によって開始する。
 - イ 組手競技について
 - (ア) 本部門の選手は帯前面に黄色紐を取り付けることでそれを示す。